

議案第 36 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 4 日提出
三宅町長 森田 浩司

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成28年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和34年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和34年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和年三宅町条例第 号)第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額)」を加える。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように

改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第19条中「職員が」を「職員(会計年度任用職員を除く。)が」に改め、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年三宅町条例第 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第19条及び第29条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員
給与条例第28条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員
給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第17条の3を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第17条の3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第9条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成14年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条」の次に「及び三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年三宅町条例第 号)第 条」を加える。

(技能労務職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 技能労務職員の給与に関する条例(昭和53年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用技能労務職員の給与)

第4条 前2条の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される技能労務職員(次項において「会計年度任用技能労務職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される技能労務職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される技能労務職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当

2 会計年度任用技能労務職員の給与の基準については、三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年三宅町条例第 号)の規定を準用する。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第11条 職員等の旅費に関する条例(昭和61年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「(非常勤職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)」を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

(会計年度任用企業職員の給与)

第17条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第47号)の規定を準用す

る。

第18条中「(昭和32年8月三宅村条例第38号)」の次に「及び三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年三宅町条例第 号)」を加える。

(三宅町隣保館・解放会館設置条例の一部改正)

第13条 三宅町隣保館・解放会館設置条例(昭和50年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 2 嘱託員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。
- 3 嘱託員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第32号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成28年条例第12号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) 非常勤職員 (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条第1項</u>に規定する<u>条件附採用</u>になっている職員 (4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年3月三宅町条例第8号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員 (5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して抵触にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条令の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員	(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) 非常勤職員 (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員 (4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年3月三宅町条例第8号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員 (5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して抵触にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条令の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和34年条例第10号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(休職の効果) 第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。 2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつてもその事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。 3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。	(休職の効果) 第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。 2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつてもその事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。 3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。 4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u>

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和34年条例第11号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲において任命権者が定める期間、給料及びこれに対する調整手当の合計額の10分の1以下の額を減ずるものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲において任命権者が定める期間、給料及びこれに対する調整手当の合計額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年三宅町条例第 号)第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の10分の1以下の額を減ずるものとする。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第16号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(臨時又は非常勤の職員の勤務時間等) <u>第19条 臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質性を考慮し、かつ、それ以外の職員との権衡を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。</u>	(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等) <u>第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</u>

職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 略 2 一般職の職員の給与に関する条例第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として町長が規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 <u>職員</u>が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三宅町条例第38号)第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、一般職の職員の給与に関する条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 略 2 一般職の職員の給与に関する条例第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)</u>を除く。)のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第8条 育児休業をした職員(<u>会計年度任用職員を除く。</u>)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として町長が規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 <u>職員(会計年度任用職員を除く。)</u>が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三宅町条例第38号)第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、一般職の職員の給与に関する条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 <u>会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年三宅町条例第 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)</u>第19条及び第29条の規定にかかわらず、そ

	の勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第28条に規定する勤務1時間当たりの報酬額 (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額
--	--

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第47号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第203条の2第5項</u>の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第38号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(臨時又は非常勤の職員の給与) <u>第17条の3 臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員を除く。)に対しては、それ以外の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員を除く。)との給与の権衡を考慮し、予算の範囲内で町長の承認を得て給与を支給する。</u>	(会計年度任用職員の給与) <u>第17条の3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。</u>

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 1 4 年条例第 9 号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(目的) 第 1 条 この条例は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和 32 年 8 月三宅村条例第 38 号)第 17 条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当(以下「手当」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第 1 条 この条例は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和 32 年 8 月三宅村条例第 38 号)第 17 条及び三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年三宅町条例第 号)第 条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当(以下「手当」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

技能労務職員の給与に関する条例(昭和53年条例第6号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(その他) 第4条 この条例に定めるもののほか、技能労務職員の給与に関し必要な事項は、町長が規則で定める。	(会計年度任用技能労務職員の給与) 第4条 前2条の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される技能労務職員(次項において「<u>会計年度任用技能労務職員</u>」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される技能労務職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当 (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される技能労務職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当 2 <u>会計年度任用技能労務職員の給与の基準については、三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年三宅町条例第 号)の規定を準用する。</u> (その他) 第5条 この条例に定めるもののほか、技能労務職員の給与に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

職員等の旅費に関する条例(昭和 6 1 年条例第 2 6 号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(目的) 第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項の規定に基づき、公務のために旅行する職員(非常勤職員(同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第6号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(臨時又は非常勤の職員の給与) 第17条 臨時又は非常勤の職員に対しては、それ以外の職員との給与の権衡を考慮し、予算の範囲内で町長の承認を得て給与を支給する。	(会計年度任用企業職員の給与) 第17条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当 (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当 2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第47号)の規定を準用する。
(給与の支給) 第18条 支給方法は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月三宅村条例第38号)を準用する。	(給与の支給) 第18条 支給方法は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月三宅村条例第38号及び三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年三宅町条例第 号))を準用する。

三宅町隣保館・解放会館設置条例(昭和50年条例第38号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(嘱託員) 第4条 隣保館・解放会館に嘱託員を置くことができる。	(嘱託員) 第4条 隣保館・解放会館に嘱託員を置くことができる。 <u>2 嘱託員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。</u> <u>3 嘱託員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。</u>